

(別紙)

実施機関 遠野市長

諮問日 令和元年8月29日(令和元年度遠野市情報公開審査会諮問第1号)

答申日 令和元年12月26日(令和元年度遠野市情報公開審査会答申第2号)

答 申 書

1 審査会の結論

「平成30年度退職職員の退職手当金額がわかるもの(本人が特定されるような氏名や住所等の情報は必要なし)」(以下「本件対象文書」という。)につき、その全部を非開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとする部分を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が審査請求人の令和元年7月31日付け行政文書開示請求に対し行った行政文書非開示決定処分は、不当であるため、非開示処分とした当該文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

本件対象文書について、実施機関は退職者が公表されているため、おおよその退職手当金額が推測でき、個人の権利利益を害するおそれがあることから、その行政文書を非開示文書として判断し、令和元年8月2日付け遠総第156号に係る行政文書非開示決定通知として処分を行ったものとしている。「本人が特定される情報は必要なし」とした上で、開示請求しているため、どのような方法でおおよその退職手当金額が推測できるかの疑問があり、及び他市には開示している例があるため、当該処分は不当であるとし、非開示処分とした文書の公開を求めるものである。

3 実施機関の説明の要旨

(1) 平成30年度退職者の個別の退職手当金額は、遠野市情報公開条例(平成17年遠野市条例第20号)(以下「条例」という。)第7条第2号に該当する個人に関する情報であり、当該個人の意思に基づくことなくしては他人に知られず、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

(2) 当市では、遠野市人事行政の運営等の状況に関する条例(平成18年度遠野市条例第2号)により各年度の退職者の役職及び氏名を公表しているため、退職職員個別の退職手当金額を開示した場合、退職者の数が限定的であること及び退職手当金額にはそれぞれ差異があることから、市広報等で公表されている情報と照らし合わせることでおおよその退職手当金額が推測可能である。当該退職者が所属していた所属関係者や退職の事実を知る者には、当該退職者の退職手当金額を知られるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 「2市ともホームページで退職者に係る情報は公表していない。」ということに対し疑問

にあるという主張について、平成30年8月23日付け行政文書開示請求（平成29年度退職職員の退職手当金額が分かるもの）に対し行った行政文書非開示決定処分に係る審査請求（以下「前審査請求」という。）で、審査請求人から「他市には開示例がある。」という主張を伝えられたことから、本件対象文書と同様の主旨の開示請求の有無を他市に対し調査したところ、県内では2市が取り扱ったことがことをあることを確認した。2市ともに部分開示とする処分であったが、常時、退職者の情報を市ホームページや市広報等で公表している状況ではないことが分かり、一般の人を基準に判断した場合、通常の方法で入手し、あるいは入手し得る情報と照らし合わせることができる状況ではなく、容易に特定の個人を識別し、おおよその退職手当金額が推測できる状況にはないことが判明した。

(4) 当市では、前審査請求に対し、遠野市情報公開審査会から令和元年6月26日付け令和元年度遠野市情報公開審査会答申第1号で「審査請求人が開示すべきとする部分を非開示としたことは妥当である。」とする答申を受け、令和元年7月12日付けで当該審査請求を棄却とする裁決を行った事実がある。

(5) 以上のことから、当該処分は条例に照らして妥当であると判断したものである。

4 調査審議の経過

- (1) 令和元年8月29日 諮問の受理
- (2) 令和元年12月25日 審査

当審査会は、諮問実施機関からの諮問により、諮問書の添付書類（審査請求書、弁明書及び参考資料並びに反論書）及び各行政機関に対する調査結果に係る書類の内容を踏まえ、経緯及び状況を確認し、審査を行った。

5 審査会の判断の理由

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、実施機関は条例第7条第2号に該当するとして、非開示とする処分（以下「原処分」という。）を行った。

これに対して、審査請求人は、個人が特定される情報を除いて開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、実施機関は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の非開示情報該当性を検討する。

(2) 非開示情報該当性について

ア 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、平成30年度に退職した職員の退職手当に係る文書であることを確認し、退職した職員の氏名や退職手当の金額等が記載されており、その全部を非開示とされていることが認められる。

イ 本件非開示部分を非開示とした理由について、実施機関から次のとおり説明があった。

(ア) 平成30年度退職者の個別の退職手当金額は、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利益を害するおそれがあるものに該当する。

(イ) 各年度の退職者の役職及び氏名を市広報で公にしているため、退職職員個別の退職手当金額を開示した場合、退職者の数が限定的であること及び退職手当金額にはそれぞれ

差異があることから、市広報で公表している退職者の役職及び氏名の情報と照らし合わせることで、おおよその退職手当金額が推測可能である。また、当該退職者が所属していた所属関係者や退職の事実を知る者には、当該退職者の退職手当金額を知られるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) 本件対象文書と同様の主旨の開示請求に対し部分開示決定処分を行った自治体では、常時、退職者の情報を市ホームページや市広報等で公表している状況ではなく、通常の方法で入手し、あるいは入手し得る情報と照らし合わせるができる状況ではないため、容易に特定の個人を識別し、おおよその退職手当金額が推測できる状況にはない。

(エ) したがって、実施機関では、本件不開示部分を非開示とする処分を行った。

ウ 条例第7条第2号の該当性について

(ア) 本件対象文書には、各退職者の氏名、退職手当決定額、控除額及び差引支給額が記載されており、当該情報は、条例第7条第2号の特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、同号ただし書ア、イ及びウに該当する事情は認められない。

(イ) 条例第8条第2項による部分開示の可否について検討すると、退職者の氏名は、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の部分は、退職手当金額等といった情報であり、これらを公にすることで、当該退職者が所属していた所属関係者や退職の事実を知る者には、当該退職者の特定が可能となり、その結果、当該退職者の退職手当金額等の通常他者に知られたくない情報が知られてしまうとする実施機関の説明は否定し難く、当該退職者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

エ 審査請求人から反論書と併せて提出された他自治体の開示資料を検討する。今回提出のあった他自治体の開示資料の中で、関係する自治体の広報等を調査したところ、退職者の役職及び氏名を広報に掲載している自治体があったため、当該自治体に対し調査を行った。

当該自治体では、年度末に退職する職員の役職及び氏名の情報を広報に掲載しているが、年度途中で退職した職員の役職及び氏名の情報は広報に掲載していないため、全ての退職者の役職及び氏名の情報が公表されている状況ではない。また、生年月日等の個人情報も公開していないことから、当該自治体で公表されている退職者の情報のみで退職者個人を特定できないと判断し、部分開示決定処分を行ったことが当該調査により判明した。

オ 以上のことから、本件対象文書の非開示部分は、条例第7条第2号に該当し、及び通常入手可能な市広報等の情報と照らし合わせることでおおよその情報が推測可能であると判断するため、非開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 本件非開示処分の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を条例第7条第2号に該当するとして非開示とした処分は、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、これらの部分を非開示としたことは妥当である。

6 付言

本件に直接関与する内容ではないが、審査請求人から主張のあった「退職者一人分の開示請

求の場合、本人をどのように特定することができるか。」ということを検討する。

実施機関では、年度途中も含め全ての退職者の役職及び氏名を広報で公表していることから、仮に退職者が一人のみであった場合、広報と退職職員の退職手当金額が分かる資料を照らし合わせることで、退職者個人と退職手当金額の情報を結びつける可能性が高く、個人の権利利益を害するおそれが高いため、退職手当金額の分かる資料は開示できるものではないことを付言する。

遠野市情報公開審査会

会長 荒 田 昌 典

委員 多 田 恵美子

委員 畠 山 信 秀